

○国土交通省令第 号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項及び第二十九条ノ八の規定に基づき、船舶設備規程等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年 月 日

国土交通大臣 前原 誠司

船舶設備規程等の一部を改正する省令

（船舶設備規程の一部改正）

第一条 船舶設備規程（昭和九年遞信省令第六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二編 居住、衛生及脱出設備」を「第二編 居住、衛生及非常用設備」に、「第六章 脱出設備」を「第六章 脱出設備その他の非常用設備」に改める。

「第二編 居住、衛生及脱出設備」を「第二編 居住、衛生及非常用設備」に改める。

「第六章 脱出設備」を「第六章 脱出設備その他の非常用設備」に改める。

第一百二十二条の二を第一百二十二条の二の二とし、同条の前に次の二条を加える。

（避難場所）

第一百二十二条の二 国際航海に従事する旅客船であつて、三以上の主垂直区域（船舶防火構造規則

第二条第十号の主垂直区域をいう。以下同じ。）を有するもの又は船の長さ（満載喫水線規則（

昭和四十三年運輸省令第三十三号）第四条の船の長さをいう。第百二十二条の八及び第百五十七条において同じ。）が一二〇メートル以上のものには、告示で定める要件に適合する避難場所を設けなければならない。

第百二十二条の三第一項中「第十六条の二」を「第十一条の二」に改め、同条第二項中「国際航海に従事する旅客船」を「第一種船等（船舶消防設備規則（昭和四十年運輸省令第三十七号）第三十七条第一項の第一種船等をいう。以下同じ。）（限定近海船（船舶救命設備規則（昭和四十年運輸省令第三十六号）第一条の二第七項の限定近海船をいう。以下同じ。）を除く。）」に改める。

第百二十二条の四第一項及び第三項中「国際航海に従事する旅客船」を「第一種船等（限定近海船を除く。）」に改める。

第百二十二条の六の二の次に次の二条を加える。

（補助照明装置）

第百二十二条の六の三 旅客船（平水区域を航行区域とするものを除く。）の旅客室には、旅客の非常時における脱出を容易にするための照明装置（その電源等について告示で定める要件に適合するものに限る。）を設けなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の大きさ、構造等を考慮して差し支えないと認める場合には、この限りでない。

第百二十二条の八第一項中「（満載喫水線規則（昭和四十三年運輸省令第三十三号）第四条の船

の長さをいう。次項及び第一百五十七条において同じ。」」を削る。

第一百二十二条の九第一項中「（船舶消防設備規則（昭和四十年運輸省令第三十七号）第三十七条
第一項の第一種船等をいう。以下同じ。）」を削り、同条第四項中「（船舶防火構造規則第二条第
十号の主垂直区域をいう。以下同じ。）」を削る。

第一百二十二条の十一の次に次の二条を加える。

（非常用制御場所）

第一百二十二条の十二 旅客船（平水区域を航行区域とするものを除く。）及び係留船には、船橋又
は船橋に隣接する場所に、機能等について告示で定める要件に適合する非常用制御場所を設けな
ければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の設備等を考慮して適當と認める程度に応じて当
該設備の一部の配置を省略することができる。

（相互連絡装置）

第一百二十二条の十三 旅客船（平水区域を航行区域とするものを除く。）及び係留船の次に掲げる
場所には、これらの場所のそれぞれを相互に連絡することができる装置を備え付けなければなら
ない。

一 船橋

二 前条の非常用制御場所（船橋に設けられている場合を除く。）

三 船舶防火構造規則第五十六条の中央制御場所（同条の規定により設けなければならないこととされている場合に限る。）

四 機関制御室

五 船舶消防設備規則第五条第十二号の消防員装具を備え付ける場所（同令第四十九条の規定により備え付けなければならないこととされている場合に限る。）

六 船舶消防設備規則第四十七条第一項第五号のガス貯蔵容器を配置する場所

第一百四十六条の四十八条の二を次のように改める。

（浸水警報装置）

第一百四十六条の四十八条の二の各号に掲げる船舶には、それぞれその機能等について告示で定める要件に適合する検知器及び警報盤により構成される浸水警報装置を備えなければならない。

一 旅客定員が三六人以上の旅客船（平水区域を航行区域とするものを除く。）

二 総トン数五〇〇トン以上の船舶（旅客船及び船舶安全法施行規則第一条第二項第一号及び第二号の船舶（同項第二号の船舶にあつては自ら漁ろうに従事するものに限る。）を除く。）であつて船舶区画規程（昭和二十七年運輸省令第九十七号）第二条第九項の船の長さが八〇メートル未満（平成十年七月一日前に建造され、又は建造に着手された船舶にあつては、一〇〇メートル未満）であり、かつ、単一の貨物倉を有するもの（当該貨物倉の船側部分の全体にわた

つて当該貨物倉と船側外板との間に内底板から乾舷甲板（船舶区画規程第二条第七項に規定する乾舷甲板をいう。）まで達する水密区画を有する船舶及び船舶区画規程第百十五条の規定により浸水警報装置を備える船舶を除く。）

（船舶区画規程の一部改正）

第二条 船舶区画規程（昭和二十七年運輸省令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第三十九条の次に次の二条を加える。

（浸水時に安全帰港するための措置）

第三十九条の二 国際航海に従事する旅客船であつて、三以上の主垂直区域（船舶防火構造規則（昭和五十五年運輸省令第十一号）第二条第十号の主垂直区域をいう。第七十八条において同じ。）を有するもの又は船の長さが一二〇メートル以上のものの水密区画は、いずれか一の水密区画

が浸水した場合においても、当該水密区画以外の場所において、告示で定める装置等が作動し、かつ、告示で定める船内の場所においてそれぞれ相互に連絡することができるよう適当な措置が講じられたものでなければならない。

第七十三条第二項中「（昭和五十五年運輸省令第十一号）」を削る。

（船舶消防設備規則の一部改正）

第三条 船舶消防設備規則（昭和四十年運輸省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第四十七条第一項第三号中「可聴警報装置」を「可視可聴警報装置」に改める。

第四十九条第一項の表旅客定員が三十六人を超える第一種船の項船舶の区分の欄中「第一種船」を「第一種船等（限定近海船（船舶救命設備規則第一条の二第七項の限定近海船をいう。以下同じ。）を除く。）」に改め、同表旅客定員が三十六人以下の第一種船の項船舶の区分の欄中「第一種船」を「第一種船等（限定近海船を除く。）」に改め、同表遠洋区域又は近海区域を航行区域とする第二種船の項船舶の区分の欄中「遠洋区域又は近海区域を航行区域とする第二種船」を「第二種船（限定近海船に限る。）」に改め、同条第二項中「第一種船」を「第一種船等（限定近海船を除く。）」に改める。

第五十条第一項中「火災探知装置」を「位置識別機能付火災探知装置」に、「旅客定員が三十六人を超える第一種船」を「旅客定員が三十六人を超える第一種船等（限定近海船を除く。）」に改め、同条第二項及び第三項中「火災探知装置」を「位置識別機能付火災探知装置」に改め、同条第四項中「第一種船」を「第一種船等（限定近海船を除く。）」に、「火災探知装置」を「位置識別機能付火災探知装置」に改め、同条第五項中「火災探知装置」を「位置識別機能付火災探知装置」に改め、同項第一号中「第一種船（旅客定員が三十六人以下のものに限る。）」を「旅客定員が三十六人以下の第一種船等（限定近海船を除く。）」に、「第十六条の二」を「第十二条の二」に改め、同項第二号中「遠洋区域又は近海区域を航行区域とする第二種船」を「限定近海船」に改め、

同条第六項中「火災探知装置」を「位置識別機能付火災探知装置」に改め、同条第七項及び第八項中「火災探知装置」の下に「（平水区域を航行区域とするもの以外にあつては、位置識別機能付火災探知装置に限る。）」を加える。

第五十一条第二項第十号中「、異なる主垂直区域内の場所及び主水平区域内の場所」及び「（第一種船の異なる主垂直区域内の場所及び主水平区域内の場所を除く。）」を削り、同項第十二号中「第一種船」を「第一種船等（限定近海船を除く。）」に改める。

第五十二条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 第一種船等（限定近海船を除く。）に備え付ける手動火災警報装置の一の系統により発信する区域は、異なる主垂直区域内の場所及び主水平区域内の場所を含まないものでなければならない。

第六十三条に次の二項を加える。

2 前項の規定により備え付ける消防員装具は、その位置を、明確かつ恒久的に表示しなければならない。

第六十三条の三第二項中「異なる主垂直区域内の場所及び主水平区域内の場所、」を削り、「場所を除く。」並びに「」を「場所及び同一の区域として保護される場所を除く。」並びに「」に改める。
(船舶防火構造規則の一部改正)

第四条 船舶防火構造規則（昭和五十五年運輸省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第十一条の次に次の二条を加える。

(多層甲板公室の保護)

第十一条の二 多層甲板公室（旅客船における三層以上の甲板にわたる公室をいう。第十六条の二において同じ。）は、耐火性等について告示で定める仕切りで形成する囲壁の内部に設けなければならない。

第十六条の二中「（旅客船における三層以上の甲板にわたる公室をいう。）」を削る。

第二十五条第一項中「隔壁」を「遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶（限定近海船（船舶救命設備規則（昭和四十年運輸省令第三十六号）第一条の二第七項の限定近海船をいう。以下同じ。）を除く。）以外の船舶の隔壁」に改める。

第二十六条第一項中「通路」を「遠洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶（限定近海船を除く。）以外の船舶の通路」に改める。

第二十七条第一項中「第八条、第十条第二項、第十一條から第二十条まで（第十六条第一項第一号並びに第二十条第九項及び第十項を除く。）、第二十二条、第二十三条及び第二十三条の二の規定」を「第八条から第二十条まで、第二十二条から第二十三条の二までの規定」に改め、「第八条第一項」の下に「、第九条第一項、第十条第一項及び第十二条の二」を加え、「（船舶救命設備規則（昭和四十年運輸省令第三十六号）第一条の二第七項の限定近海船をいう。以下同じ。）」及び

「「前条」とあるのは「第二十五条」と、「」を削り、「、「A級仕切りであることを要求されない通路隔壁」と読み替えるものとする。」を「「A級仕切りであることを要求されない通路隔壁」と、第十六条第一項第一号中「配置されていること。」とあるのは「配置されていないこと。ただし、限定近海船にあつては、この限りでない。」と、第二十条第九項中「備え付けてはならない。」とあるのは「備え付けてはならない。ただし、限定近海船にあつては、この限りでない。」と、同条第十項ただし書中「管海官庁」とあるのは「限定近海船その他管海官庁」と読み替えるものとする。」に改める。

第三十三条第二項中「長さをいう。」の下に「第五十六条の二において同じ。」を加える。
第五十六条の次に次の二条を加える。

(火災時に安全帰港するための措置)

第五十六条の二 国際航海に従事する旅客船であつて、三以上の主垂直区域を有するもの又は船の長さが百二十メートル以上のもののA級仕切りで囲まれた区域は、火災時に、火災が発生した場所から最寄りのA級仕切りまでに至る場所（火災が発生した場所に消防装置が備え付けられていない場合にあつては、当該場所及び当該場所に隣接するすべてのA級仕切りで囲まれた場所）が焼失した場合においても、当該焼失した場所以外の場所において、告示で定める装置等が作動し、かつ、告示で定める船内の場所においてそれぞれ相互に連絡することができるよう適当な措置

が講じられたものでなければならぬ。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十二年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第一条中船舶設備規程第百二十二条の三第二項の改正規定、同令第百二十二条の四第一項及び第三項の改正規定並びに同令第百二十二条の九第一項の改正規定、第三条中船舶消防設備規則第四十九条第一項及び第二項の改正規定、同令第五十条第一項の改正規定（「旅客定員が三十六人を超える第一種船」を「旅客定員が三十六人を超える第一種船等（限定近海船を除く。）」に改める部分に限る。）、同条第五項第一号の改正規定（「第一種船（旅客定員が三十六人以下のものに限る。）」を「旅客定員が三十六人以下の第一種船等（限定近海船を除く。）」に改める部分に限る。）、同項第二号の改正規定並びに同令第五十一条第二項第十二号の改正規定並びに第四条中船舶防火構造規則第二十五条第一項の改正規定、同令第二十六条第一項の改正規定及び同令第二十七条第一項の改正規定は、平成二十四年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正後の船舶消防設備規則第五十二条第五項の規定は、遠洋区域又は近海区域を航行区域とする第二種船（船舶救命設備規則（昭和四十年運輸省令第三十六号）第一条の二第

二項の第二種船をいう。) (限定近海船を除く。) であつて施行日以後平成二十四年一月一日前に建造されるものについては適用しない。

第三条 施行日前に建造され、又は建造に着手された船舶(以下「現存船」という。)については、この省令による改正後の船舶設備規程、船舶区画規程、船舶消防設備規則及び船舶防火構造規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

2 現存船であつて、施行日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は前項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。

3 施行日以後平成二十四年一月一日前に建造され、又は建造に着手された船舶については、附則第一条ただし書に規定する改正規定による改正後の船舶設備規程、船舶消防設備規則及び船舶防火構造規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

4 施行日以後平成二十四年一月一日前に建造され、又は建造に着手された船舶であつて同日以後主要な変更又は改造を行うものについては、当該変更又は改造後は、前項の規定にかかわらず、管海官庁の指示するところによる。